

26 芦議第64号
平成26年9月30日

全国B型肝炎訴訟北海道原告団様
全国B型肝炎訴訟北海道弁護団様

芦別市議会議長 池田勝



ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

当市議会は、平成26年第6回定例会において、別紙「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」を可決いたしましたので、ご送付申し上げます。

(議決日：平成26年9月29日)

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国におけるウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであることは、「肝炎対策基本法」、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確であります。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼっており、特に肝硬変・肝がん患者は、高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不可能な者も多く、生活に困難をきたしています。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないとといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がされています。

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との付帯決議がなされたところがありますが、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない状況にあります。

肝硬変・肝がん患者は毎日120人以上の方が亡くなっています、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題であることを踏まえ、国に以下の事項を実現するよう強く求めます。

記

- 1 ウィルス性肝硬変・肝がんに係る肝炎医療に対する医療費助成制度を創設すること
- 2 ウィルス性肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度とすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月29日

北海道芦別市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣